

岐阜市介第897号
令和8年8月19日

施設及び事業所 管理者 様

岐阜市福祉部介護保険課長

要配慮者利用施設避難確保計画作成講習会の開催について

岐阜市地域防災計画により要配慮者利用施設として位置付けられている施設及び事業所は、災害時の施設利用者の安全の確保する趣旨から、法令により避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられております。

本案内は、**避難確保計画未作成の要配慮者利用施設**に対しての通知です。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成講習会について、県主催で下記のとおり開催を予定しておりますので、各施設の参加をお願いします。

記

1 開催日時

開催日	開催時間	申込入力期限
9月1日(火)	9:00～10:30	8月25日(火)
9月1日(火)	14:00～15:30	
9月7日(月)	10:00～11:30	
9月7日(月)	14:00～15:30	
9月9日(水)	10:00～11:30	9月2日(水)
9月9日(水)	14:00～15:30	
9月28日(月)	10:00～11:30	
9月28日(月)	14:00～15:30	
9月29日(火)	10:00～11:30	
9月29日(火)	15:00～16:30	

2 会 場

Web会議 (Teams)

・Zoomではなく、Teamsにより開催しますので、Teamsをインストールしていない場合には、事前にTeamsをダウンロードしていただきますようお願いいたします。

※URL、パスワードは別途県防災課から申込みをいただいたメールアドレスに通知します。

3 申込み

下記の申込URLもしくはQRコードから申込みをお願いします。

申込URL: <https://logoform.jp/form/T8mB/1706390>

※各講習会の受講上限数は90施設です。上限に達した開催日は選択できません。

※入力フォームでの申込みが出来ない場合、下記担当までお問い合わせください。希望日を伺いますが、申込み状況によっては希望に添いかねる場合があります。

スマートフォンからの申込はこちら



申込QRコード

4 資料配布

県防災課から、開催日の1週間前をめどに資料を送付します。
資料が送付されていない場合、県防災課までご連絡ください。

5 留意事項

下記の場合、開催を中止する場合があります。その場合、申込みのあった各施設に対し周知しますので、ご承知おきください。

- ・県内の市町村でレベル4危険警報が発令された場合
- ・県内の市町村で避難指示が発令された場合
- ・県内で震度5弱以上を観測した場合
- ・県内の火山の噴火警戒レベル3以上が発表された場合
- ・その他、特に災害対応が必要な場合

〈参考〉

◇避難確保計画提出先

岐阜市介護保険課

(介護保険課支援係メールアドレス kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp)

◇訓練実施結果報告書提出先

岐阜市水防対策課

電子メールで提出する場合 suibou@city.gifu.gifu.jp

ログフォームで提出する場合 <https://logoform.jp/form/BcLm/458092>

(計画作成義務施設は毎年訓練と訓練実施結果報告書の提出が必要です)

◇岐阜市ホームページ

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護サービス事業者の方へ > 要配慮者利用施設における避難確保計画及び訓練実施結果報告書の作成について (介護保険課所管)

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1028065.html>

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護サービス事業者の方へ > 要配慮者利用施設における避難確保計画策定上の新たな防災気象情報への対応について (依頼)

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1040302.html>

【担当】施設及び事業所所管課

岐阜市福祉部介護保険課

支援係 國枝・川島

TEL : 058-214-2093

Mail : kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp